

フロン類回収業の登録と行為義務

1 フロン類回収業者の登録

- 使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う事業者は、業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長への登録制となります。使用済自動車からのフロン類回収を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請をする必要があります。（登録は5年ごとの更新）
- フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、平成17年1月1日付けで自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行します。ただし登録番号の振りなおし等の手続きがあります。また和歌山市内の複数の事業所で登録している事業者は登録番号が統一されます。この場合更新はフロン回収破壊法第二種フロン類回収業者登録の最も早い登録日から起算して5年後となります。

2 登録の要件

- フロン類を回収できる設備及び体制を有していることが必要です。
- フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反により罰金刑や登録取消後2年を経過していない等の欠格要件に該当していないことが必要です。

3 フロン類回収業者の行為義務等

- 引取業者から使用済自動車の引き取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。
（正当な理由とは）
 - イ 天災その他やむを得ない事由により引き取りが困難な場合
 - ロ 使用済自動車にごみ等の異物が混入している場合
 - ハ 大量一括持ち込みなど、自社の使用済自動車の適正な保管が困難となる場合
 - ニ 極めて遠距離からの引き取り要請等、引き取りの条件が一般的な商慣行と著しく異なる場合
 - ホ 盗難車の引き取り等、引き取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
- 使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に引き渡す義務があります。
- フロン類を回収した使用済自動車は、速やかに解体業者へ引き渡す義務があります。
- 平成17年1月1日以後に引き取ったフロン類は、電子マニフェストを利用し、使用済自動車の引き取り・引き渡しとフロン類引き渡しから3日以内に情報管理センターに報告を行う義務があります。また毎年度終了後1ヶ月以内に事業所ごとにフロン類の再利用量等を（財）自動車リサイクル促進センターに報告する義務があります。
- 使用済自動車を運搬するときは、廃棄物処理法の基準に従う義務があります。
ただし、フロン類回収業者自らがフロン類を回収するために使用済自動車を運搬するときは、廃棄物処理法の業の許可は必要ありません。
- 平成16年12月31日以前に回収したフロン類は、従前のフロン回収破壊法によるフロン類管理書により処理する必要があります。（関係書類は5年間保存）
- 事業所ごとにフロン類回収業者であることの標識を表示する義務があります。（縦、横20cm以上の大きさ、名称・登録番号記載）